

国勢調査の概要

1. 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来5年ごとに行われており、平成12年国勢調査は、その第17回目の調査にあたる。

2. 調査期日

実施年10月1日午前零時現在。

3. 調査の法的根拠

戦前の各国勢調査は、「国勢調査に関する法律」に基づいて行われていたが、戦後の昭和22年の臨時国勢調査以後は、「統計法」(昭和22年3月26日法律第18号)に基づき、指定統計第1号として行われている。

4. 調査の対象

大正9年～昭和22年 現在人口(各人を調査時に現住した場所で調査する)
 昭和23年～平成12年 常住人口(調査時に調査の地域に常住しているものを調査する)

5. 調査の対象外

大正9年～昭和15年 なし。ただし、昭和15年の調査では、軍人・軍属等については、海外にいると否とを問わず、その家族などのいる応召前の住所で調査した。

昭和22年～平成12年 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等、外国軍隊の軍人・軍属およびその家族。

6. 留意点

平成12年国勢調査の結果については、現在総務省統計局で集計中である。なお、一部の統計表には速報等による数値を掲載しているが、後日総務省統計局により発表される確定数とは異なる場合がある。

調査の対象について

今回調査した人口は、「常住人口」であり、常住している者とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは、3か月以上にわたって住むことになっている者をいう。なお、住居のない者は調査時現在居た場所に常住している者とし、それぞれ世帯単位に調査した。ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等、外国軍隊の軍人・軍属およびその家族は、調査から除外し、一般世帯以外の学生、入院患者、船員、刑務所収容者等については、次に述べる場所で調査した。

1. 学校、専修学校及び各種学校に在学している者については、通学のために宿泊している場所で調査した。
2. 病院又は療養所に入院している者は、入院してから既に3か月以上になる者だけを入院先で調査し、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
3. 船舶(自衛隊が使用する船舶を除く)に乗り組んでいる者で、陸上に住所を有する者は、その住所で調査し、陸上に住所の無い者は、船舶に住居が有るものとして、その船舶で調査した。
4. 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘置所、少年院、又は婦人補導院で調査した。

7. 調査の事項

・世帯員について

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、就業状態、従業地又は通学地、従業上の地位。

・世帯について

世帯人員、世帯の種類、住宅の建て方、住居の種類、居住室数、居住室の畳数の合計。

8.用語の解説

・人 口

人 口 当該地域において、3か月以上にわたって住んでいるか、3か月以上にわたって住む予定の者。常住人口、夜間人口と同義である。

昼間人口 ある地域に常住する人口に、その地域へ通勤者又は通学者として流入する人口を加え、さらに、その地域から通勤者又は通学者として流出する人口を差し引きした人口である。したがって、昼間人口には、買物や行楽などのための一時的理由による流入、流出入口は含まれない。

流入人口 当該地域に通勤又は通学し、常住地が他地域にある者。

流出入口 当該地域に常住地があり、他地域に通勤又は通学する者。

・年 齢

実施年9月30日現在による満年齢である。(10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。)

・産 業

産業は、その人が実際に働いていた事業所の主な事業の種類により分類し、2つ以上の事業所で働いていた場合は、その人が主に働いていた事業所の事業の種類による。

・従業上の状態

就業者が働いていた事業所における地位をいう。

雇 用 者 会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人(役員を除く)をいう。

役 員 会社の社長・取締役、団体の理事、公社や公団の総裁・監事などをいう。

雇人のある業主 個人経営の商店等の事業主や開業医・弁護士などの自由業者で雇人がいる人をいう。

雇人のない業主 個人経営の事業主や自由業者・行商従事者などで個人又は家族とだけで事業を営んでいる人(家庭内職も含まれる)をいう。

家族従業者 農家や個人商店などで、農業や店の仕事などを手伝っている家族を言う。

・労働力状態

平成12年9月24日から30日までの1週間に「仕事をしたかどうかの別」によるものである。

労働力 就業者(調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業利益などの収入を得る仕事を少しでもした人)と完全失業者(調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事につくことが可能であり、積極的に仕事を探していた人)をいう。

非労働力 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者および完全失業者以外の人をいう。

・世帯の種類

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普通世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・住居と生計を共にしている人の集まり ・1戸を構えて住んでいる単身者 	
準世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・間借り・下宿などの単身者 ・会社などの独身寮の単身者 	<ul style="list-style-type: none"> ・寮・寄宿舎の学生・生徒 ・病院・療養所の入院者 ・社会施設の入所者 ・自衛隊の営舎内居住者 ・矯正施設の入所者 ・その他

・特定世帯の種類

- 母子世帯 未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。
- 父子世帯 未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。
- 高齢単身世帯 65歳以上の者1人のみの一般世帯。
- 高齢夫婦世帯 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯。

・住居の種類

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられた建物を住宅といい、寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられたものや、病院・学校・事務所などの居住用でない建物をその他とした。

・住居室数及び畳数

住居室とは、居間、茶の間、客間、食事室などの居住用の室をいい、玄関、台所、浴室、廊下などや、店、事務室などの営業用の室は含めない。

畳数は、上に述べた各住居室の畳数(広さ)の合計をいう。